

有田川町児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

有田川町児童育成支援拠点事業運営業務

2. 目的

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

3. 履行場所

有田郡有田川町内とする。

4. 契約期間

契約期間：契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

5. 業務内容

業務内容は次に掲げるとおりとする。なお、(1)～(8)は常時実施しなければならないものではなく、利用者の状況や希望に応じて提供できるよう体制を整備するものとする。

(1) 安心・安全な居場所の提供

(2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

(3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

(4) 食事の提供

(5) 課外活動の提供

(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

(7) 保護者への情報提供、相談支援

(8) 送迎支援

6. 対象者

児童や保護者からの相談や、関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、次の（１）から（３）のいずれかの状態にある児童及びその保護者を対象とする。

（１）食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

（２）家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

（３）その他、事業の目的に鑑みて、関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると町が判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

7. 実施方法

（１）定員：概ね 20 人以下とする。

（２）職員配置：本事業の実施に当たり、次に掲げる①②の職員及び③又は④の職員を配置すること。

なお、1 人以上は児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第 4 条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に 2 年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち 1 人以上は原則常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置に当たっては、児童 5 人に対し 1 人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2 人以上の職員を原則配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が 5 人未満の場合は、職員のうち 1 人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

①：管理者

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者。

②：支援員

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

③：心理療法担当職員

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有する者

④：ソーシャルワーク専門職員

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有している者が望ましい。

(3) 研修：職員の配置に当たっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員や施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

(4) 開所日数・開所時間：本事業は、家や学校に居場所がない児童等に居場所を提供する事業であることから、学校の休業日（長期休暇期間等）についても開所することを要件とする。

①開所日数

原則週 3 日

②開所時間

学校の授業の休業日（長期休暇期間等）、8 時間（事前に町と協議すること）

学校の授業の休業日以外の日（平日）、学校の授業の終了後から原則 18 時以降

8. 実施施設・設備

本事業を行う場所には、児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備があること。また、専用スペースとは別に、静養できる場の確保に努めること。

9. 安全対策

児童の安全の確保を図るため、関係法令を踏まえて施設管理・事業運営し、事故防止に努めること。事故やケガが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について保護者に連絡し、町に報告すること。また、事故や災害時等のマニュアルを作成し、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくこと。

10. 損害賠償保険等への加入

必ず損害賠償保険等に参加し、賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

11. 報告等

(1) 定期報告：毎月の利用状況について報告書を作成し、翌月速やかに町へ提出すること。

(2) 随時報告：児童の養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には、町に随時の報告を行うこと。

(3) 実績報告書：年度の事業完了後に実績報告書を作成し、速やかに町へ提出すること。

(4) 町は、必要と認めるときは、業務の実施状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

12. 法令等の遵守

(1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に規定するもののほか、児童育成支援拠点事業ガイドラインや関係法令を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。